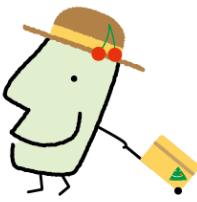


# PRESS RELEASE



山形県観光文化スポーツ部  
県民文化芸術振興課  
博物館・文化財保存活用室  
〒990-8570 山形市松波 2-8-1

令和 8 年 1 月 16 日

報道関係者各位

## 重要文化財（建造物）の新規指定について

令和 7 年 10 月 24 日（金）に国の文化審議会から文部科学大臣に指定の答申がありました  
下記の建造物 1 件について、令和 8 年 1 月 15 日付けで指定された旨、官報にて告示されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 新たに指定された山形県内の重要文化財（建造物）

こうとくいんかんのんどう  
幸徳院観音堂 1 棟

附 棟札 2 枚

板札 1 点

普請関係文書 5 冊 ※ 詳細別紙

#### 2 詳細及び写真に関する照会先

米沢市教育委員会教育管理部 社会教育文化課 T E L : 0 2 3 8 - 2 2 - 5 1 1 1

【参考】独立行政法人国立印刷局が提供しているインターネット版官報を御参照ください。

アドレス : <https://kanpou.npb.go.jp/>

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS



#### 【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課

博物館・文化財保存活用室 室長補佐 齋藤

TEL : 023-630-3342 FAX : 023-624-9908

広報監 観光文化スポーツ部次長 丸子